

2010年4月より、年次有給休暇の時間付与が可能となります

先月、Firm News Vol.1でお伝えした通り、2010(平成22)年4月1日より労働基準法が改正されます。法改正の目的は、「長時間労働の抑制」「ワーク・ライフ・バランスの促進」であり、その内容は、大きく分けて

時間外労働の割増賃金率の引き上げ
年次有給休暇の時間単位の取得

の2つです。

今回は、「時間外労働の割増賃金率の引き上げ」についてお伝えいたしましたので、今回は、「年次有給休暇の時間単位の取得」についてお伝えしたいと思います。

改正内容

今回の法改正により、一定の事項を定めた労使協定を締結した場合には、年次有給休暇を時間単位で取得することが可能となりました。

労使協定で定める事項としては、

時間を単位として有給休暇を与えることが出来る労働者の範囲
時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数
(5日以内に限る。)
その他厚生労働省令で定める事項

とされています。

上記 ~ のうち、については今後の審議の中で、決定されていくこととなりますので、ここでは、労使協定で定める事項のうち および について、見ていきたいと思えます。

【1. 労働者の範囲】

まず、「時間を単位として有給休暇を与えることが出来る労働者の範囲」です。労使協定において、時間単位で有休の取得が可能となる労働者の範囲を定めることが必要となります。

労働者の範囲の定め方としては、全労働者、部署別、業務別等、誰が有休を時間単位で取れるのか明確になる定め方が望ましいものと思えます。

【2. 時間付与の対象日数】

次に「時間を単位として与えることができることとされる有給休暇の日数(5日以内に限る。)」です。

法律上「...有給休暇の日数」と規定されていますので、労使協定に定める際には、「5日」、「3日」というように日単位で定めることになるものと思えます。ただし、実際には、時間単位の取得となりますので、所定労働時間が8時間の会社であって、時間単位で取得できる日数を5日とした場合には40時間分、3日とした場合には24時間分を時間単位で取得することが可能となります。

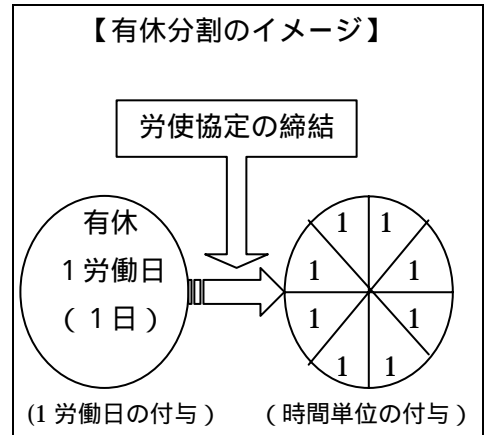
改正法の影響

今回の改正により年次有給休暇の付与に関する考え方というものが、本来の趣旨に回帰したものであると思われま。本来、年次有給休暇の取得は、労働者の心身の疲労を回復させ、労働力の維持改善を図るという目的から「労働日」単位（労働義務がある日の0時～24時）が原則となっています。しかし、年次有給休暇の半日取得については、労働者からの希望によるものである限り、その取得が可能となっております（昭63.3.14 基発 150号）。

しかし、今回の改正によって、現時点では問題のない半日の有休取得を労使協定の締結なしに行った場合には、1労働日（1日）の有休を分割し付与するという時点で、時間単位の有休の付与という考えとなります。そのため、労働基準法 39 条に違反することとなり、罰則の規定が適用されてしまうこととなりますので、多くの企業で有休の時間付与に関する労使協定が締結されるのではないかと思います。

また、現時点において「労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできない」とされています。しかし実際には、労働者から日単位の有休の請求があり、重要な会議があるためその日の有休取得は、事業の正常な運営を妨げるものとして、使用者が正当な時季変更権を行使したとします。しかし、その後、同じ日の会議終了後の時間について時間単位の有休を労働者が請求し、これを使用者が認めた場合、結果としては、現在禁止されている日単位の有休の時間単位の有休への変更と同じものとなってしまいます。そのため、労働者が請求した日単位の有休を使用者自らが時間単位に変更することのみが禁止され、労働者が再度、時間単位の有休を請求した場合には、先に請求した日単位の有休とは別の有休の請求として問題ないのか等、多くの疑問点が残ります。

これらの詳細な取扱いにつきましては、前回の割増賃金と同様に、今後、労働政策審議会において検討され、2009（平成 21）年の秋くらいには、詳細が発表されるものと考えられます。



おわりに

今回の法改正によって、大変煩雑な有休管理が、今以上に大変なものとなり、多くの時間がこれに割かれることになるものと思われま。

有休の管理につきましては、通常の労働者のみならず、比例付与対象者の有休付与日数の管理や消化し切れなかった有休の繰越、使用日数の管理等、大変複雑な要素が多く含まれています。今回の法改正に伴う労使協定の締結、労使協定締結の際の代表者選出、有休管理等に関するお問合せは下記までご連絡ください。

社会保険労務士法人 EOS
東京都港区赤坂 3-3-3 住友生命赤坂ビル 4 階
TEL:03-6230-4539
FAX:03-3583-9111